告示

○国家公安委員会告示第七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

第一号の表四百六十八号の項中「久喜市菖蒲町から同市下早見まで」を「久喜市から茨城県猿島郡境町まで」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年三月二十九日から施行する。

○総務省告示第百十一号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十一条の九の規定に基づき、平成八年自治省告示第八十三号（地方税法施行令第五十二条の十の四に規定する研究開発を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月二日以後に取得された償却資産に対して課する平成二十七年度以後の年度分の固定資産税について適用する。ただし、平成二十六年一月一日までに取得された償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成二十七年三月二十七日

総務大臣　山本　早苗

第一号中「希少金属代替材料開発プロジェクト、IT融合による新社会システムの開発・実証プロジェクト及び」を削り、「非可食性植物由来化学品製造プロセス技術開発」の下に「及びインフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト」を加える。

第二号中「、iPS細胞等幹細胞産業応用促進基盤技術開発」、「、省水型・環境調和型水循環プロジェクト、生活支援ロボット実用化プロジェクト」、「、低炭素社会を実現する革新的カーボンナノチューブ複合材料開発プロジェクト」及び「、ヒト幹細胞産業応用促進基盤技術開発」を削り、「及び社会課題対応センサーシステム開発プロジェクト」を「、社会課題対応センサーシステム開発プロジェクト、再生医療の産業化に向けた細胞製造・加工システムの開発、体液中マイクロRNA測定技術基盤開発、国際基準化に向けた心毒性評価法確立のための細胞製造・計測技術の開発及び二酸化炭素原料化基幹化学品製造プロセス技術開発」に改める。

第三号中「及び次世代機能代替技術の研究開発」を「、次世代機能代替技術の研究開発、医療情報の高度利用による医療システムの研究開発及び未来医療を実現する先端医療機器・システムの研究開発」に改める。

○法務省告示第百八十四号

山形県最上郡大蔵村役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十七年三月二十七日

法務大臣　上川　陽子

山形県最上郡大蔵村大字清水二千五百九十五番地　阿部龍次郎

○法務省告示第百八十五号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年四月二十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、南房総市役所又は千葉地方法務局館山支局に照会すること。

平成二十七年三月二十七日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡八束村福澤三十番地　忍足**五郎吉**

○法務省告示第百八十六号

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第四項第二号ハの規定（他の省令において準用する場合を含む。）に基づき、商業登記規則第三十六条第四項第二号ハの規定による電子証明書の指定に関する件（平成二十四年法務省告示第五十四号）の一部を次のように改正する。

この改正は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十七年三月二十七日

法務大臣　上川　陽子

1に次のように加える。

(7)　TDB電子認証サービスTypeA（平成15年総務省・法務省・経済産業省告示第4号）の用に供するために作成された電子証明書

○外務省告示第八十六号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十七年第四十六号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号及び第一九八九号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十七年二月十日、十九日、三月十三日及び十六日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第一三三三号8（c）、第一三九〇号2（a）、第一九八八号1（a）及び第一九八九号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十七年三月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

別表の210.、212.、539.、561.及び577.を次のように改正する。また、別表の683.、684.、685.、686.及び687.を追加する。

（別表）

一．次のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

210.　削除

212.　削除

539.　ハリーファ・ムハンマド・トゥルキー・アル・スバイイ　（別名：(a)ハリーファ・モフド・トゥルキー・アルスバイイ(b)ハリーファ・モフド・トゥルキー・アル・スバイイ(c)ハリーファ・アル・スバイイ(d)ハリーファ・トゥルキー・ビン・ムハンマド・ビン・アル・スアイイ(e)アブ・モハンメド・アル・カタリ(f)カトリナ）

KHALIFA MUHAMMAD TURKI AL-SUBAIY (a.k.a.: (a)Khalifa Mohd Turki Alsubaie (b) Khalifa Mohd Turki al-Subaie (c)Khalifa Al-Subayi (d)Khalifa Turki bin Muhammad bin al-Suaiy (e)Abu Mohammed al-Qatari (f)Katrina)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1965年1月1日

出生地：Doha, Qatar

国籍：カタール

旅券番号：カタール旅券　00685868（2006年2月5日発行（発行地：Doha）、2011年2月4日失効）

ＩＤ番号：カタールＩＤカード　26563400140

住所：Doha, Qatar

国連制裁委員会による指定日：2008年10月10日（2010年1月25日、2012年11月15日及び2015年2月19日に改訂）

その他の情報：カタールを拠点にして、テロリストに対する資金及び便宜の提供に携わる者。アル・カーイダ（166.に指定した団体）の指導部に資金を提供し、この指導部のために行動してきた。南アジアにあるアル・カーイダの訓練キャンプへの要員移送にも携わっている。2008年1月、バーレーン高等刑事裁判所において、テロ資金提供、テロ訓練参加、テロ訓練参加のための海外渡航支援及びテロ組織所属の罪で本人不在のまま有罪判決を受けた。2008年3月、カタールにおいて逮捕された。カタールにて服役後、釈放されている。母の名前はHamdah Ahmad Haidoos。

561.　削除

577.　削除